

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本工事は、今年度より本格運用された滝川ダムの基幹施設である農業用パイプラインにおいて、通水開始後に漏水が発生した箇所への復旧工事を行うものである。
来年度からの本格的な作付け実施にあたり、本漏水箇所の復旧後に、速やかにパイプライン全線の通水試験等を実施し、安全確認を終了する必要がある。
また、パイプライン延長を考慮すると通水試験による確認には多くの時間を要することが想定されることから、早急に本復旧工事に着手する必要がある。
よって、本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により随意契約としたい。

本工事は、農業用パイプラインの復旧工事であるため、令和5・6年度福島県有資格者名簿に登録されている施工業者のうち、双葉郡内で導水パイプライン工事の施工実績が有り、富岡町及び隣接町の施工業者を相手方とする随意契約としたい。